



# 労基署便り 2016 No.7



ひと、くらし、  
みらいのために

大河原労働基準監督署

## ◎ 平成 28 年労働災害発生状況（1 月～9 月）

	大河原署管内			宮城局管内		
	H27	H28	前年比	H27	H28	前年比
<b>製造業計</b>	<b>28</b>	<b>36</b>	<b>8</b>	<b>264 (3)</b>	<b>328 (3)</b>	<b>64</b>
食料品製造業	9	9		118	150 (1)	32
機械金属製造業	8	13	5	77 (1)	95	18
<b>建設業計</b>	<b>17</b>	<b>24 (1)</b>	<b>7</b>	<b>256 (1)</b>	<b>310 (4)</b>	<b>54</b>
土木工事業	5	9 (1)	4	75	104 (3)	29
建築工事業	11	13	2	158 (1)	175 (1)	17
その他の建設	1	2	1	23	31	8
<b>運輸交通業計</b>	<b>9</b>	<b>5</b>	<b>-4</b>	<b>237 (3)</b>	<b>247</b>	<b>10</b>
道路貨物運送業	8	4	-4	202 (3)	204	2
<b>商業</b>	<b>13</b>	<b>23</b>	<b>10</b>	<b>261</b>	<b>284</b>	<b>23</b>
<b>全産業</b>	<b>108 (1)</b>	<b>118 (2)</b>	<b>10</b>	<b>1,556 (14)</b>	<b>1,672 (12)</b>	<b>116</b>

※ 休業4日以上<sup>の</sup>死傷労働災害（労働者死傷病報告による）。前年比は死傷者数。（人）

※ ( ) は内数で死亡者数 ※機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。

11 月は「**過重労働解消キャンペーン**」期間です！  
～ トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう。～

過重労働は、脳・心臓疾患や精神障害といった心身の健康障害の原因となることもあり、過労死につながりかねない危険なものであり、長時間労働による割増賃金の不払などの問題も多く見られるところです。

11 月は「**過重労働解消キャンペーン**」期間であると同時に、「**過労死等防止啓発月間**」でもあります。過重労働による健康障害を防止するためにも、労働時間を適正に把握し、次の措置を講じましょう。

- ① 時間外・休日労働時間の削減（限度基準に適合した 36 協定の遵守）、年次有給休暇の取得促進、健康管理のための体制整備と長時間労働者に対する面接指導・適切な就業場の措置
- ② 過重労働、賃金不払残業を認めない企業風土への改革、適正な労働時間管理のためのシステム整備、労働時間を適正に把握するための責任体制の明確化とチェック体制の整備

厚生労働省では、労使団体等への周知啓発、重点的な監督指導、電話相談などに取り組みます。

電話相談は、11 月 6 日(日)9:00～17:00 0120-794-713（フリーダイヤル）です。

ほかにも、労働条件ほっとライン 0120-811-610（月～金は 17:00～22:00、土・日は 10:00～17:00）で相談等を受け付けております。

11 月 25 日(金)には、**過重労働解消のためのセミナー**が仙台市青葉区(仙都会館)で開催され、過重労働の現状、防止に向けた対策・取組事例等の講演が行われます。参加費は無料ですので、御希望の方は監督署までお問い合わせください。

事業主の皆様、労働保険の加入手続きはお済みですか？  
～ 11 月は「**労働保険適用促進強化期間**」です～

労働者（アルバイトを含む）を 1 人でも雇用している事業主は労働保険（労災保険・雇用保険）に加入する義務があります。（農林水産の一部の事業は除きます。）

労働保険への加入が未手続の場合は、速やかに、最寄りの監督署又はハローワークにご連絡ください。

## 職場におけるメンタルヘルス対策、ストレスチェック制度について（第3回）

- ・ 回収した調査票を基に、ストレスの程度を評価し、医師の面接指導対象者を選定してください。
- ・ ストレスチェックの結果について、封書又は電子メール等で労働者に個別に直接通知してください。
- ・ 面接指導の対象者に対して、面接指導の対象者を把握している医師等の実施者から、面接指導の申し出の勧奨を行い、面接指導の申出のあった労働者に対して医師による面接指導を行ってください。
- ・ 面接指導を行った医師から、就業上の措置（通常勤務、就業制限、要休業）に関する意見を聴き、当該意見に基づき、労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講じてください。面接指導の結果は5年間保存してください。
- ・ 個人のストレスチェック結果を職場や部署単位で集計・分析し、高ストレスの労働者が多い部署は、職場環境の整備を行ってください。

「ストレスチェック制度」に関する電話相談  
宮城産業保健総合支援センター ※利用料無料  
電話 022-267-4229（9時～17時）

※労働者50名以上の事業場では、平成28年11月末までにストレスチェックを実施してください。

### 1月から男女雇用機会均等法と育児・介護休業法が改正されます！ ～あと2か月です。ギリギリになって慌てないように今すぐ準備・周知しましょう。～

平成29年1月1日から、男女雇用機会均等法と育児・介護休業法が改正されます。

主な改正内容は、いわゆるマタニティハラスメント防止措置の義務化、介護休業の分割取得（通算93日を3回を上限に分割可）、介護休業と子の看護休暇の取得単位柔軟化（半日単位の取得可）、有期契約労働者の育児休業・介護休業の取得要件緩和などです。

改正内容の中には、就業規則の変更が必要となる部分もありますので、早めの御対応をお願いします。

詳細については、宮城労働局雇用環境・均等室（電話 022-299-8834）までお問い合わせください。

### 各種認定制度のご案内 ～認定企業となってアピールしてみませんか？～

厚生労働省では、企業の皆様に御活用いただける各種の認定制度を用意しております。認定制度を受けていることは、労働局のホームページに掲載される、認定マークを使用できるといったことだけでなく、労働者のモチベーションのアップ、入社希望者の増加など、企業を強くアピールできるものとなります。

安全で安心できる働き方が注目されている今こそ、皆様の企業にフィットした認定制度を申請いただき、仙南地区から多くの企業が認定されますようお願いいたします。認定制度は、次のとおりです。

#### ① 安全衛生優良企業

労働安全衛生対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準で維持・改善している企業

#### ② ユースエール認定企業（公共調達での加点評価などあり）

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理などの状況が優良な企業

#### ③ えるぼし（公共調達での加点評価などあり）

女性の活躍推進のための取組状況などが優良な企業

#### ④ くるみん、プラチナくるみん（税制上の優遇措置あり）

少子化対策を図り、子育て支援についての一定基準を満たす企業



【セミナー情報】～いずれも参加費無料です。詳しくは監督署までお問い合わせください。～

11/10(木)、11/17(木) 労働契約等解説セミナー2016

労働契約法、無期転換ルールのポイント・取組事例等 会場：TKP仙台西ロビビジネスセンター（仙台市青葉区）

11/29(火) 「化学物質のリスクアセスメント」研修会（大河原監督署主催）

化学物質による労働災害発生状況、化学物質のリスクアセスメント等 会場：えずこホール（大河原町）

発行：大河原労働基準監督署（TEL0224-53-2154）柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。  
労働条件関係は監督課、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係まで。